第十二条第二項中「並びに」を「、同法第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書及び同法第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書並びに」に改め、「国外送金等調書」の下に「、同法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書」を加える。

第十四条のうち所得税法第二百二十四条の三第一項の改正規定中「同じ。）」を「同じ」を「この項において同じ。）」に改める。

第十九条のうち、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の八の項の改正規定中「七十七の八の項」を「七十七の七の項」に改め、同項を同表の七十七の十四の項とし、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし、同表の七十七の六の項の次に次のように加える改正規定中「七十七の十四の項」を「七十七の十三の項」に改め、「、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし」を削る。

第二十五条第二項及び第五項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改める。

第三十二条第一項中「（平成十四年法律第百五十三号）」を削る。

第三十三条第一項中「前条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下この条において「新公的個人認証法」という。）」を「新公的個人認証法」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第九十六条第一項中「特定目的会社（」の下に「以下この項において「特定目的会社」という。）の施行日以後に開始する事業年度（」を加え、「ものにあっては、」を「特定目的会社で平成二十七年三月三十一日までに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第四条第二項に規定する業務開始届出をしなかったもの（以下この項において「届出未済会社」という。）にあっては平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に限り、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあっては」に、「に同号ハ」を「最初に変更等届出（新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号ハ」に改め、「（平成十年法律第百五号）」を削り、「するものに限る。）の施行日以後に開始する事業年度」を「いう。以下この項において同じ。）をする日以後に終了する事業年度に限る。）」に改め、「旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する」を削り、「開始した事業年度」の下に「（届出未済会社にあっては施行日以後に開始した事業年度を含み、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあっては施行日以後に開始し、かつ、施行日以後最初に変更等届出をする日前に終了した事業年度を含む。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、届出未済会社の最初に変更等届出をする日前に終了する事業年度に係る新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号ロ⑵の規定の適用については、同号ロ⑵中「保有されることが見込まれている」とあるのは、「引き受けられた」とする。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項から第四項までを削る。

附則第二十二条第二項から第四項までを削る。

附則第五十条第二項中「旧租税特別措置法第十条第四項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第六項第四号」に、「中小企業者」を「中小事業者」に改め、同条第五項及び第六項中「中小企業者」を「中小事業者」に改める。

附則第五十五条の表第五項の項を次のように改める。

第五項	第六十八条の十第二項	旧効力措置法第六十八条の十第二項
	同法第六十六条第一項	法人税法第六十六条第一項
	第四十二条の四第十一項（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、次条第五項、第四十二条の六第五項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第四十二条の六第五項
	第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項	平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の九第四項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の十第五項、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十一第五項、平成二十七年新租税特別措置法第四十二条の十二第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十七年新租税特別措置法第六十八条第一項

附則第六十五条第二項中「新租税特別措置法第四十二条の四第六項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（附則第八十二条第二項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第二項」に改める。

附則第七十二条の表第五項の項を次のように改める。

第五項	第六十八条の九第十一項（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、次条第五項、第六十八条の十一第五項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十七年新租税特別措置法」という。）第六十八条の十一第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十一第十二項
	第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第一項及び第六十八条の百八第一項	平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十四第五項、平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十五第一項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の百八第一項

附則第八十二条第二項中「新租税特別措置法第六十八条の九第六項」を「平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の九第二項」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第十八条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち消費税法第三十条第一項の改正規定中「改め、」を「、「百分の六・三」を「百分の七・八」に改め、」に改める。

第三条のうち、消費税法第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項の改正規定中「及び第三十六条第一項」を削り、「改める」を「、「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十六条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。